

を続行いたします。

なおこの際お諮りいたします。八百板正君、赤松勇君、青野武一君、今野武雄君、加藤充君より委員外の発言を求めておられますが、これを許すに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○前尾委員長 異議なしと認め、これを許すことにいたします。

なお時間につきましては、理事会の申合せによりまして、社会党の諸君に合せて一時間、共産党の諸君には三十分というようにいたしたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○前尾委員長 それではさよう決します。今野武雄君。

○今野武雄君 先ほどちょうど質問途中だったので、さらに続けたいと思うのであります。公職選挙法にある個々面接というのは、教員その他地方公務員はできないということになるわけでありませんか。

○大橋國務大臣 公職選挙法の禁止は禁止として、やはり、地方公務員法のほかに並行的に適用になるはずであります。

○今野武雄君 許されている個々面接、それができないというのですか。

○大橋國務大臣 選挙運動として行われる個々面接というのは、結局公の選挙または投票において、投票するよう、またはしないように勧誘運動をするということになつて参ると思ひます。

○今野武雄君 先ほど特別市の選挙のことについてお答えになつたうちで、今までのことはこれは取締る法律がなかつたのだというお話だつたのです。

そうすると、私も考えるのに、今までのことは当然憲法に許されている基本的人権、つまり政治的活動の自由、そういう見地からなされていたのだと思ひますけれども、その点はいかがですか。

○大橋國務大臣 私は、これらの事項は法律上放任されておつたのであつて、基本的人権ではなかつたと思ひます。

○今野武雄君 そうすると、今まで教員その他の地方公務員については、これは基本的人権でなかつたのであります。

○大橋國務大臣 基本的人権はどういうことであるかということは、憲法に列挙いたしておりますので、この投票を勧誘する行為であるとか、あるいは署名運動を企画し、これを主宰するといふような行為は、憲法上の基本的人権と認むべき範囲に属しておらないと考えます。

○今野武雄君 そうすると、憲法はそういうことについては、何も保障していないということになるのですか。つまり公務員ばかりでなく、一般の人が選挙運動をすることに對して、憲法は何らの保障をしていないということですか。

○大橋國務大臣 その点は解釈上非常に微妙な点であります。少くとも従来は基本的人権であるなしにかかわらず、とにかく禁止はされておらなかつたのですが、今度提案いたしました地方公務員法は、これを禁止しようという趣旨です。

○今野武雄君 私の聞いておりますのは、そうすると政治的活動、その中には選挙運動も入るわけでありますが、

こういうことについては日本国憲法は何らの保障をしていない。單に放任しているにすぎないということになるのであるか、その点をお伺ひしたいと思ひます。

○大橋國務大臣 憲法のどの条項を見ましても、政治的活動の自由などということは書いてございませんで、公の選挙において公務員を選挙する権利とか、そういうものはございませうけれども、これを勧誘するとか、あるいは署名運動を主宰する、そういうような事柄は憲法において保障いたしておる基本的人権の域外にあると存じます。

○今野武雄君 選挙する自由があれば、やはり選挙運動ということが従来から当然なことであるわけなんですか。すると憲法というのは周到にいろいろなことを規定している基本法であるということに心得ているのですか、憲法上は何も保障されていない、單なる慣行的な権利にすぎない、こういうふうにお考えになりますか。

○大橋國務大臣 これは憲法上保障された自由にあらずして、従来は法律上放任されたがゆえに、自然に自由になつておつた事柄であると考えます。

○今野武雄君 そうなるとどうもたいへん考えが違つて来ることになるのですが、時間がある限りありますから、その点については承服しかねるということでは保留しておきます。というのとは、やはり憲法というものは、そういうような行動について、重要な権利については基本になる規定であると心得ておるのであります。従つて今まで放任されておつたけれども、これは憲法によつて、一般の人々が選挙運動をすることも当然保障されておる、そうい

うふうにわれ／＼は考えておるわけがあります。そういうことになりますと、今度の選挙運動の制限というものは、憲法によつて保障されておる権利の侵害であり、従つてこれに罰則等も加えてありますけれども、これは無効であるとも私は考えておるわけがあります。その点さつきのように、憲法上当然保障されている権利じやないという見地なら、これはどうにもしようがないのですから、これはお答えがなくていいつこうだと思ひます。

○大橋國務大臣 今野君の御質問に關連いたしまして申し上げますが、憲法上保障されておる基本的人権といつたものは、公の選挙または投票に特に關係ある事項は、憲法の二十一条に集會、結社、表現の自由という基本的人権を掲げてあります。この範囲におきましては、従来憲法上保障されておるわけでありまして、しかしながらこの三十六條に掲げられたるいろいろな事項のうちではその外に出るものもございまして、このうち外に出るものは、従来基本的人権として憲法上保障されたるものにあらずして、何ら法律上の制限がなく、その結果放任せられておつたがために、自由であつたというものもあるわけでありまして、この点をお含みを願つておきます。そうしてまた、憲法上基本的人権として保障されたものであります。公共の福祉のため必要ある場合におきまして、これを法律によつて制限することは、憲法上許されたるものであります。従ひまして、基本的人権の制限がただちに憲法違反であるというふうな考えは、私としてはとらざるべきであります。

○今野委員 少し総裁のお答えが違つて来たわけでありまして、選挙運動などは、おもに表現の自由ということに基いて行われておるのだと、われわれは考えるのであります。その点はいかがですか。

○大橋國務大臣 選挙運動は、一般的に表現の自由として、基本的人権の範囲に属する事項が、實際問題といたしまして相当多いと思ひます。ただ私の申し上げましたのは、三十六條に掲げられております事柄すべてが、ただちにその範囲に属しないだらう、そのうち外のものもあるであらうということとを申し上げた次第であります。

○今野委員 そのことにも承服しかねるけれども、ともかく憲法に基いて、今まで選挙運動は当然の権利として、国民がやつて来たものだと思ひます。その点は、大橋法務總裁の場合には、大体において認められておると思うのですが、その点どうですか。

○大橋國務大臣 たとえばそのかすとか、あつたかといふことになりまして、これがはたして單なる表現と認めらる範囲の事柄だけであるか、あるいはその他の行為にわたる場合もあるかもしれない。表現の範囲内に属する行為として行われざる場合には、これは当然今仰せられましたごとく、基本的人権の範囲であると申さなければなりません。

○今野委員 その点について論議すると、長くなつてしまふから、簡單にしますけれども、とにかくそのかすとかあつたとか、こういう言葉は憲法にはないのです。それでやはり基本的人権といふものは、最大限に考えて行かなければならないと思ひます。ですから表現の自由ということの中に、

みんな包摂されると私は思いますけれども、それはさておき、ともかく先ほどは今まで法律がなかったから放任されていたんだとおつしやつたけれども、実はそうではなくして、憲法に保障されておる国民の当然の権利として、今までは行われておつたんだということをお認めになることになると思うのですけれども、その点いかがですか。

○大橋國務大臣 基本的人権の範囲に属します表現の自由ということについては、先ほど申し上げましたごとく、憲法によつて保障せられておつたものであります。

○今野委員 だから先ほど言つたように、今まで選挙運動が自由にできたのは、地方公務員でもそれは憲法上の権利に基いてできていた。たとえばいろいろのポスターを掲げるとか、そのほかいろいろの行為ができていた、こういうことになるわけですが、そうですかと言つておるのです。

○大橋國務大臣 そういうわけであります。

○今野委員 そうなると、つまり今度の法規には憲法に保障されておる人権を無視するとか、あるいはそれを蹂躪する、こういう項目が含まれておる、こういうことになりませんが、その点はいかがですか。

○大橋國務大臣 今回の法規は、憲法が基本的人権を保護すると同時に、社会公共の福祉を保護するという、この憲法の精神に基きまして、選挙運動の一部を制限しようという憲法の精神に沿つた措置であるわけでありまして、

○今野委員 時間の関係もありますから、私この程度にとどめておきます。

○加藤(充)委員 大橋さんの見解によ

れば、法律できめればどんなことでもきめられるというようにお聞きしたのですが、憲法九十八条並びに憲法の前文と思ひ合せて、法律できめられることは形式の上の制約並びに内容の制約があると思うのですが、その点はいかがですか。

○大橋國務大臣 基本的人権に関する制限というのではなく、基本的人権といふものはその半面におきまして、この権利あるいはその内容となつておりますところの自由といふものを、各個人は全体の利益のために用いなければならぬということになつております。従つて基本的人権といふものは、全体の利益のために用いられるということ、が、本来の基本的人権そのものの性質であり、本質でありますから、この本質を生かすために、公共の福祉の地に基きまして、基本的人権の行使が全体の利益のためになるという、そういう線に内容づけに行くというのが、この基本的人権に関する法律の根本觀念であります。従ひまして、これは単なる制限というより、むしろ基本的人権をして真に基本的人権の本来の使命をより一層明確にしようという性質を持つた法規であると考えます。

○加藤(充)委員 全体の福祉、公共の利益といふようなことを強調される点もわかるのですが、それを強調し過ぎて、全体の福祉、公共の安寧とか、利益とかいふようなことのために、個々の主張なり利益が抹殺されてしまえば、それこそファシズムであり、全体主義だと思ひます。そういう事柄についていまいし得心の行ける説明を聞きたいと思ふのですが、先ほど来の御見解を承つておられますれば、明らかに憲

法上の基本的人権として保障されておりまして、しかも全体といふことのために抹殺されてはならない個々の権利であるといふふうに、厳密に規定されている諸行為を、放任行為であると言つたり、あるいは解釈上微妙であるけれども、あるいは思ふところの意見解を、一方的に吐露されるということはいたし方がないにいたしまして、無責任きわまるものだと思ひます。

先日来問題になつておりました、地方公務員法の中に盛り込まれた罰則規定が、実に龐大な量を占めるのであります。が、この事態が公務員法の精神とまつたく相反しますし、その罰則の解釈並びに罰則を認めた態度、理由につきましても、どうも憲法の基本的人権の点から考へてみましても、それに基いた日本の刑法並びに刑法を裏づける多数的な、あるいは現在の権威的な一応の解釈としても、どうも理解しがたいところが多いのであります。そういう点でこの法律はいずれ制定されるにしましても、根本的には今申し上げました憲法九十八条並びに憲法の前文に照して、人民あるいは公務員の行動というものは何人にも制限されず、何らの権威並びにいかなる形式の法律をもつてしても、その基本的人権、個々の具體的な利益といふもの、あるいは主張といふものを粉砕したり、踏みについたものは、これは無効であるというおそれ、行動は留保されるべきもの、だれ、われは考へております。それでお尋ねをしたい点ですが、三十四条は、犯罪の隠匿協力の義務を強要したるあるいは過去に犯罪を犯した公務員が自首して出るといふような、まこと

に道義的な、同時に基本的人権にも關連いたしますが、そういうものまでも制約したものは斯くてあり得ない。私も解釈いたしますが、その点重ねて御回答をお願いしたいと思ふのであります。

○大橋國務大臣 抽象的に犯罪の隠匿と言われましても、ちよつとお答えいたしかねるものであります。三十三條に掲げてありますことは、職務の性質上みだりにこれを他に漏洩すべからざるどころの、そういう秘密を他人に漏らすてはいけないうことを書いただけでありまして、犯罪その他に特に關係のある事項ではありません。

○加藤(充)委員 このたび政府では地方公務員法の給与、さらに年末手当の問題などにつきまして、冗費の節約といふようなことも、その財源のうちに敷立てておるようでありまして、手元にあります地方新聞の記事を見ましても、全然もう火の車の地方財政であります。それでは紙や鉛筆まで節約するといふような事例も出ております。三十三條の例を出したといふより大阪市の例も出ておる。京都市ではおえら方も茶果だけで宴会を済ませる、あるいは集會をする。京都府ではこの問題に基いて、いわゆる宴會政治廃止といふようなことが、冗費節約の中心的な問題である。それ以外に手がないといふような対策も講ぜられておりますが、やはりいろいろなこと、これは公団その他の実例から見ても明らかであります。上層高級幹部の腐敗墮落、そして人民の膏血であるところの税金を税金を湯水のごとくこれを犯罪的に、不道義的に扱つておるといふことは明瞭であります。そ

ういふふうなもの、これを職務上知り得た秘密といふようなばやつとしたことで、それを正常な形にもどすといふような、やむにやまれない自分たちの生活の問題にも關連し、あるいは地方の政治の民主化、正常化、明朗化といふことにも關連いたします。そういうような問題も三十四條に制約される問題であるかどうか、真剣な問題であります。歳末手当の一銭二銭の問題にも關連する問題でありますので、この点をお伺ひしたいと思ふのであります。

○大橋國務大臣 會計経理のことは、これは會計法規によつて処理されるものであります。それがいかに処理されておるかといふような事柄は、性質上これは職務上知り得た秘密事項となる場合は、ほとんどまれであると考えます。

○加藤(充)委員 そうするとそういうふうなことの、いわゆる摘発といふようなこと、新聞の好んで用いる字句を用いますれば、摘発闘争と坊間言われております。摘発闘争と坊間言われるとは何ら關係がないものと解釈してよろしいでしょうか。

○大橋國務大臣 摘発闘争といふのはどういふことであります。よくわかりませんが、不正の摘発といふのと會計上の問題であります。場合におきましては、特にその會計上の支出をいたしまして、その目的となつた事柄が、特別な職務上の秘密の事項でない限り、一般的の支出事項は、これは職務上の秘密とはならないと考えます。

○加藤(充)委員 それでは犯罪の隠匿、隠滅の協力義務が公務員にないといふこと、それから公務員といふことも

ところが、われ／＼法律には至つてしるうとですが、これを何回読みまして、結局はこれは大きな罰則がある。と申しますものは、今加藤君が問題にされました第三十六条の三項です。

「何人も前二項に規定する政治的行為を行ふよう職員に求め、職員をそのかし、これは誘惑煽動ということでしようが、それは何人もいうんですから、必ず職員が入っている。一切、外部内部を問わず、何人もやつたらいかぬというのですから。それに職員はいんだ、職員はいんだと言ふ。どうもわからぬ。それに対しての罰則は三年以下の懲役、十万円以下の罰金。それは御承知の通り六十一條です。そこで私はこの点を抽象的でなしに具体的に開きしたいのですが、たとえば前二項というのはどう書いてあるかと申しますと、「公の選挙又は投票において投票をするように、又はしないように勧誘運動をすること。」と書いてある。たとえば一例を申しますと、法務総裁が今度立候補せられて、それで学校の校長さんに私今度立候補したからよろしく頼むということば、つまり投票を勧誘することである。しかもこれになると、ただちにあなたは三年以下の懲役というに該当することになる。これは明らかです。従つてまた職員の間でも、そういうことをやればただちにひつかかる。そうではないというならば、法律のどこにあるか。私は何回読んでもわからない。何人もというのを書いてある限り、何人もという職員を問はず、全体にかかつて来る。はがきなどを出す、はがきは必ず証拠になる。職員に向つてはがきを出せば、職員は自由党のだけ／＼から来ましたからといつて、これにひつかかることになる。従つて私はこの法をどうしてつくつたか知りませんが、これは選挙法に規定してあるならともかく、国家公務員法あるいは地方公務

員法というものは、公務員は関心を持つて調べるかわかりませんが、一般国民は公務員法にどんな罰則があるか調べていない。だから知らぬ者を自然然にそういうことに陥らせることは、たいへんな問題なんです。そこで私どものお聞きしたいことは、こういう規定は、いわゆる公職選挙法に規定したかどうか。なぜこゝへ持つて来て、しかもこういうふうな危険きわまりなき三年以下の懲役という非常に重い刑を科さなければならぬ理由があるかわからぬから、この点をこの間から何回も私は慎重に聞いておりますけれども、これは全部ひつかかることになりす。つまり投票してくだいという勧誘をしただけでひつかかるのですが、この点特に職員がひつかかるということば、あとから詳しいことは政務次官に聞きますが大橋さんはいそがしいのだから、大橋さんの御答弁だけを先に聞きたい。

○大橋国務大臣 大矢さんの仰せられました候補者が学校の校長に対して、自分が立候補するからよろしく頼む、これは選挙において投票するように勧誘運動をする行為になります。そこでこれを候補者がいたしました場合におきましては、単に選挙の投票を勧誘することは、公務員が他人に向つてやつた場合にのみ禁止されるわけでありす。従いまして候補者が公務員に対してそれをやつたからといつて禁止されるところにはなつておらないわけでありす。

それからもう一つ、何人もというの何人もというのは、ここに書いてあります通り、第三項に投票をするようにに職員に頼むことによりす。つまり選挙運動を職員にしてくれといふこととありまして、その人に投票をしてくれといふ意味ではございせん。従いまして選挙運動を公務員に頼んだ場合は、自分のために運動をしてくれといふことを頼む、あるいは運動するように公務員をそのかした場合は第三項の「何人も」ということになりすから、この場合におきましては、たとえば候補者が学校の職員に対して、自分の選挙運動をやつて大いに投票を集めてくれといふことを依頼いたしました場合は、これは第三項の違反となる、こういう趣旨でございす。

○大矢委員 それを私が言つておる。従つて職員がこういうふうな勧誘した場合に、六十一條の罰則に抵触する。それから何人もということば、今申しましたように候補者であろうがあるまいが、たれでもこの第二項の一号に書いてあるように「公の選挙又は投票において投票をするように、又はしないように勧誘運動をすること。」といふことで、運動をしてくれといふことで手紙を出せば、候補者でもすぐひつかかる。そこで私はその点を強く言つてゐる。これは地方公務員法だから、何人もということば公務員に限つたものと解釈してゐた。ところがいろいろ聞いておきますと、全体だと言ふ。公務員というものは公平な中立性を保たねばいかぬ。それをそのかしたり、あつたりした者はいかぬといふこの法律をつくつた精神が、公務員を対象としてゐることは申すまでもないのですが、政治活動並びに争議行為に対して、誘惑煽動した場合といふことになつてゐる。かつて今から三十年前に労働争議を禁止された治安維持法

第十七条に、労働争議を誘惑煽動した者に対しては、三箇月以下の懲役に処するといふことで、西尾末広氏が二箇月の懲役を受けた。それは三十年前である。一体普通の人は別でありすが、少くとも公務員は相当な学識を持ち、しかも十分テストして採用された常識もあり、判断力もあり、しかもこれに對してそういう誘惑煽動に乗るという前提に立つてものをこしらえるといふことは、私は公務員に対する非常な侮辱じやないかと思ふ。もちろん多数の中にはあるかもしれせん。しかしそういう誘惑煽動に乗るものなりだといふことで、強い罰則をつけてこの法が制定されてゐるということは、一体公務員をどう考へてゐるのか。まるで一般の労働階級のように考へてゐるのか。この点私は非常に重要であると思ふ。法律ができれば、これは知らぬといふことは許されまい。私は知らなかつたからと言つてのがれるわけには参らぬのですから、少くともそれを納得して法を心から守るという權威あるものでなければならぬ。何か誘惑煽動されるものだ、した者も、された者も、それに対しては三年の懲役または十万円以下の罰金に処するといふことになつてゐる。これは昔の一般人を扱うような氣持で、この法律ができておる。しかもそういう言葉に至るところに使つておるといふところに、法の權威の上から私ははなだ疑問を持つてゐる。率直に言へばそうじやない。そういう人もあるからこしらえた人だと言われるかもしれせんが、これを見たときに公務員が非常に残念がと思

いますから、私はこの機会にそれを開きたい。

○大橋国務大臣 公務員がすべてお話のように誘惑煽動には乗らないという前提に立ちますと、かような規定は確かに必要はないと思ひます。しかし私どもは、この規定は必要であると考えて載せた次第であります。

○大矢委員 それから「前二項に規定する政治的行為を行ふよう職員に求め、云々とありますが、その場合の第四号にこういうことがある。『文書又は図画を地方公共団体の庁舎、施設等に掲示し、又は掲示させ、その他地方公共団体の庁舎、施設、又は利用させること。』とありますが、この施設、庁舎といふのは施設内とあれば別ですけれども、施設といふのは、御承知の通り国においても地方公共団体においてもたくさんある。一例を申しますと掲示板も施設に違ひない。そういうものにも何人も掲示をするならば、三年以下の懲役、十万円以下の罰金に処するといふことになる。二項の規定を犯した場合これまたひどいといふことで、われ／＼常識で考えられぬが、この点はどうですか。

○大橋国務大臣 三年以下の懲役または十万円以下の罰金をもつて禁止しておりますのは、第三項の行為だけでございまして、お話の公務員がみづから庁舎に張紙したり、あるいは他人を使つて張紙をさせるというところは禁止はいたしてございすが、しかしそれを犯しました場合にはその公務員に対して懲戒の場合はある。しかしそれだけでは罰にならない。何人といへども他人が公務員に対してかようなビラを施

設に張れといつて公務員に頼んだ場合に、その頼んだ人だけが今の項で罰せられる。こういう趣旨でございます。

○大矢委員 それであるならば庁舎に何んぼ張つてもかまわぬですか、こういうふうには頼まずにやつたのなら……

それから二項の規定とか三項の規定とかいうことをしきりに言われますが、三項の規定の條頭に、何人も前二項に規定する政治的行為をなしてはいかぬといふのだから、それではもし職員がやらずに第三者がやつた場合には、その第二項の四号の規定といふものをやつてもさしつかえないのですか、この点です。

○大橋國務大臣 第二項は職員に対する禁止規定でございまして、職員以外の人がこれらの張紙をした場合は、当然この第二項は関係ございせん。それから先ほど仰せられました公共団体の施設に、職員に頼まずに第三者が勝手に張つた場合はどうであるか。これも第二項または第三項の規定には関係のない事柄であります。

○大矢委員 よくこれを見てください。二項はそれはわかっています。それは職員のものとして。その次の三項に條頭に、何人も前二項に規定する政治的行為云々と書いてある。どなたがやつてもいかぬといふことが書いてある。何べん見てもそう書いてある。その点は……

○大橋國務大臣 大矢さんは「何人も前二項に規定する政治的行為」云々と、そこでおやめになるからいけないので、それからずつと終いまで続いて読んでいただきまして、そういう政治行為を行つてはいけないうてはなくて、行つては職員に要求したり、あるいは

は職員を誘惑したり、煽動したり、その要求、誘惑、煽動がいけない。こういう規定に相なつております。

○大矢委員 ぼくはその点は読んでおる。だからぼくが先ほど言つたのはこうです。大矢だれそれといふことでは引つかかるが、大矢学校の校長にこの言葉を使つたら職員であるといふことは明らかだ。その職員に頼んで手紙を出したりなどした場合は引つかかりますかといふことを言つておる。

○大橋國務大臣 職員に対して手紙を出したりするといふことは書いてない。それから政治的行為を要求といふその政治的行為といふのは、單に投票を要求するのではなくて、運動を要求する。そういう行為は引つかかる。こういう趣旨でございまして。

○大矢委員 それでは庁舎の施設等に揭示するといふことを、職員に頼んだりにするといふことを、職員に頼んだりにわれ／＼が大阪なら大阪の施設に對して、ビラを職員に頼んで張るといふことはさしつかえないのですか。

○大橋國務大臣 この規定には関係ございせん。

○大矢委員 それでよくわかりました。それから第三十七條のいわゆる争議行為ですが、これも同一に罰せられておるのですが、この争議行為といふのは何といふか、そのおかし、あつてはならぬ、そういうのも一部にはあるかもしれないが、私が先ほど申しましたように、少くとも國家公務員あるいは地方公務員としての人格、あるいは一般常識の水準、そういうものは相當に高いと私は見ておるが、一般に同一に扱つて立法されたのか、それを扱われる

ときはどういふお考えであつたか。その点をひとつ……

○鈴木(俊)政府委員 すべての公務員が、必ずその誘惑煽動に乗るといふことはなと思ひます。しかし公務員の中で、かりにもそういうふうな結果に乘つて争議行為をするといふやうな結果になりましますならば、これはやはり全体の奉仕者としての性格から申して、適當でない。そういうことを保障いたしますために、そのような外部からの煽動といふやうなことを排除し、しかもそれを助行するのには刑罰をもつてすることが必要である。かように考えたわけでございます。

○大矢委員 また元へもどるようですが、あらためて重ねてひとつお尋ねします。職員には罰則がないといふことを言われたが、こういう行為をやつた場合はあるといふことを小野さんはお認めになりますか。

○小野政府委員 お答えいたします。第三十六條の点について先般來御質問がありまして私が答えしました趣旨は、職員自身が第三十六條に掲げてあるやうな政治的目的をもつて政治的行為をした場合においては、公務員関係にかんがみまして罰則の適用はない。こういうことの御説明をいたしておりますので、第三十六條第三項の問題とは、おのずから別の観点からの趣旨でありまします。この点御了承願ひたいと存じます。

○大矢委員 観点はどつちの観点でもいいですが、公務員がこの行為をやつたときには六十一條以下の適用を受けるかどうか。ない／＼と言つておるが、それはあることは事実です。

○小野政府委員 私が申しておりますのは公務員自身が自分で政治的行為をした場合には、公務員関係から考へて懲戒処分の対象になる。しかし第三十六條第三項の問題は、何人も云々といふことになつておられますので、この点は職員が受身の立場になるわけでありまします。その点が第三十六條一項、二項と、第三項の場合は違ふので、この第三項においては何人もの中にも職員が含まれておりますから、この点については罰則の適用があるし、内容がおのずから違ふ、こういうことを先ほど來申し上げておるわけでありまします。職員自身が政治的行為をする場合におきましては罰則の適用はないのであるこういうことであります。

○大矢委員 何べん聞いてもわからぬのだが、罰則といふものは第三十六條の二項の一、二、三、四とあるこの行為を職員がやつた場合は、職員は何人の中に入るのか、職員は入らないと言つておるの、どうも私にはわからぬ。何人の中に職員が入るのですか。それについて……

○小野政府委員 それはただいま申し上げたやうに、何人といふこともいふ中に入らぬ。職員も包含されておる、こういうふうにお承知願ひます。

○前尾委員長 この際お諮りいたします。ただいま議員田中繼之進君、同松澤餘人君、及び松井政吉君の三君より、委員外の発言を求めております。これを許すに御異議ありませんか。これ「異議なし」と呼ぶ者あり。

○前尾委員長 御異議ないものと認めて、三君に発言を許すことにいたします。なお先ほどの理事会の申合せの、社会党一時間には変更ありませんか

ら、この点御了解の上発言を願ひます。松澤餘人君。

○松澤餘人君 第一に小野政務次官にお伺ひしたいのであります。午前中の連合審査会におきまして、私、淺井人事院總裁に質問したのであります。淺井人事院總裁は、ここに配付せられております人事委員会の機構によつては、十分に人事行政の責任を全うすることができない、多少そういう点について疑念があるといふお話があつたのであります。地方自治庁が出席しにいたしました都道府県、五大市において、人事委員会が二十人の事務局の職員といふことで、はたしてやつて行けるかどうかといふ点を御質問申し上げます。

○小野政府委員 午前の連合審査会の際に御質問がございまして淺井總裁から、多少少ないのではないかと御答弁があつたことも承知いたしております。ただその際に私からも敷衍的に申し上げたかと思ひますが、國家公務員制度を創設いたしました際に、またその後において、新たな制度を立案企画いたして行かなければならない関係上、相當の人手を要するといふ点は、これは理解ができると思つております。ただ今回この法律案で考へておる人事委員会等を設けます場合においては、大體國家公務員制度が確立の段階にございまして、諸般の事柄を取扱ふにつきますと、これらの制度を参照し、また長をとつて、これを地方公務員制度の上にも反映させて行くといふやうなことも考へられますので、大體都道府県及び五大市には、平均いたしまして二十人程度の職員でやり得るのではないかと、こういう考へのもと

七

昭和二十五年十二月三日

七

とになりますと、地方自治庁におきまして、それ／＼都においても道府県におきましても、職員の進退及び身分に關する事項というものが、総務部あるいは総務局の所管事項となつておるのであります。従ひましてこれと今回の人事委員會の制度というものは、當然ここに何か調整が加えられなければならないと思うのであります。この地方自治法の改正法律案等についてお考えになつておることがあります。

○藤井政府委員　今の御指摘の点は、地方自治法の百五十八条の知事の事務局の編成について書いてありますところ、総務部の所管事項として「職員」の進退及び身分に関する事項」というのがございます。その点に関連しての御質疑であろうと考えるのであります。百五十八条に書いてあります総務部所管の人事というのは、これは知事の補助機関であります職員任命権を知事が持つております関係上、その関係においてそれらの所管事務を行います部局といたしまして総務部があるという意味合いになるのであります。まして、今度新しく実施せられます人事委員会の所管事務とは、おのずから別個のものになるというふうに考えておる次第であります。

○松澤衆人君　それは政府委員がお考えになることは御自由であります。しかしながら地方自治法において総務部の「職員」の進退及び身分に關する事項は、こうあります限りにおいては、総務部は職員の人事管理に關する全責任を負うというふうに解釈しなければならぬと思います。ここで地方公務員法が新しくできて、そこでまた人事管理をやるとすれば、当然その職務の分掌

というものが明らかにされなければならぬ。ならないわけであり、ありませんから、かりにここで職員の進退及び身分に関する事項で、人事委員の決定されたものを、この総務部において行うということであれば、それでよろしいわけであり、そうでなくしてこちらの方にも職員の進退及び身分に関する事項が、専門的に総務部に所属されておる。しかも一方におきましては、地方公務員法において、人事委員会が職員の進退及び身分に関する事項を取扱うということであれば、法律としては重複しておるか、あるいは誤りであるかといわなければならぬ。この間の調整はどうなさるお考えでありますか。ただいまの御見解はそれでよろしいと聞きます。しかし法律というのは、そういうあいまいな、ただ一人の政府委員の見解によつて左右されるものではないと思えますから、その点ひとつ明らかにしていただきたい。

○鈴木(徳)政府委員　ただいま御疑問の点は、こもつともでございますが、百五十八条は、都道府県知事の補助部局知事の事務分掌を定めておるものでございいたします。御承知のように、このほかになとえば選挙管理委員会とか、監査委員会というのがございます。これらにつきましては、職員任免という問題は、それぞれの選挙管理委員会なり、監査委員会の条章に書いておるのでございます。従つて百五十八条に書いてあります職員に進退及び身分に関する事項といたうのは、知事の補助職員の進退及び身分に関する事項と解するのが、法律上の解釈としては当然でございまして、現にそういうふうに通用いたしておるのでございます。そのゆえに現在

都道府県におきましては、各任命権者がまつたくばら／＼に人事を行い得る体制になつておりますので、そこで人事委員会というような、いわば都道府県における中央人事行政機関が必要になる、こういうことなんでございませう。

○松澤兼人君　それでは重ねて伺いたいしますが、人事委員会において職員の後退及び身分その他分限に関することを決定し、あるいはこれを遂行するということになりますと、この百五十八条に書いてあります知事の権限としては、どういふことをなさるのでありますか。

○鈴木(俊)政府委員 この地方公務員法が規定しておりますことは、任命権の所屬に變更を加えるものではありませんので、任命権を都道府県知事が行う場合におきますわきをきめておけるわけであります。ただ直接に人事委員会が行いますものは、たとえば不利益処分の審査とかいうようなものがございますけれども、本来的な都道府県知事の人事に關する権限は、これからは何ら變更をいたしておりません。人事委員会は都道府県知事との關係は、御承知のように、任用に際しては人事委員会が行つた試験、それに基く任用候補者名簿によつて提示せられました者から任用いたしますとか、あるいは分限懲戒等に対しては、一定の条例ですべて定められることになりまするが、そういう条例に基いてやるのかというような、それ／＼のわくがはきりますけれども、本来の任命権自身には變更がない、かように考えております。

○松澤兼人君 そういたしますと、人

事委員会において選考したり、あるいはまたは昇給させるという決定をしたた者は、知事が無条件でこれに服従して、総務局あるいは総務部における人事管理の規定に従ひまして、これを昇給させる、任命することになりますか。

○鈴木(俊)政府委員　それらに關しましては、地方公務員法に基きまして、条例によつて第一次的に必要なるものができます。また特にこの法律で規定いたしました事項につきましては、人事委員会規則ができる場合もございますが、そういうようなわけで、従つて、職員の進退及び身分を決定する、こういうことになるわけでございます。

○松澤衆人君 そのわくに從つて行ら
 というのでありますが、わくは一応
 わかつておるのであります。しかし最
 終的にはやはり知事あるいは市長とい
 うことになつて来ると思ふのです。そ
 ういたしますと、結局わく外について
 は、知事としては何らの人事管理に對
 する発言権がないということになりま
 すか。

○鈴木(俊)政府委員 人事委員会なり、あるいは公務員に関する条例等なおきまして、特にわくを設けておりません所は、これは任命権者が本来的に進退及び身分に関する権限を自由に行使できるわけであります。

○松澤兼人君 わくを設けてないとい
う、そのわくのないところは、どうい
うところですか。

○鈴木俊政府委員 このわくは、任
用、任免いずれもわくがございます
が、たとえば研修につきましては、任
命権者がやらなければならないといふ

ことが書いてございますが、その研修を一体どういう方法でやるかということは、これは任命権者にまづたく許されておることでございます、そういうようにその他いろ／＼規定はございますが、大体そういうことであります。

○松澤兼人君　そうすると選考、任
免、進退ということについては、知事
は何らの権限もないということになり
ますか。

○鈴木(俊)政府委員 任用に關しましては、任用候補者名簿の中から知事は任用しなければならぬという制約を受けます。しかしながらこの法律で考へておりまする階級制は、人事委員會を置きまする所だけに限定をいたして

おりまして、そういう意味の、やがて
しい試験によるというようなことは、
そういう団体だけに限られるのであり
まして、その他の、人事委員会を置い
ておりません所では、競争試験により
まして、あるいは選考によつても上
ろしいという、任用上の実情に即する
緩和された方式を考えております。

○松澤兼人君 重ねてお伺いします

が、そういたしますと、都道府県知事及び五大市、その他人事委員会を置いております市の長におきましては、いわゆる選考、それから進退その他身分に關する事項は、何らの権限がないというところでございますか。

○鈴木俊政府委員 何らの権限がないということではございませんで、な
 とは提示されました五人の候補者の
 中からどれを選ぶかということは、任
 命権者の自由なる裁量にまかされてお
 るわけでございます。

○松澤兼人君 それでは大分明らかにな

りましたが、しかしそれにいたしましても、地方自治法の百五十八条というものは、地方公務員法ができましたら、多少ここに修正なり、あるいは改正なりということが必要であるというふうに考へるのではありませんが、この点につきまして、やはりどこまでもこれはこの通りでよろしいというお考えでございますか。

○鈴木俊政府委員 御説のごとく、地方自治法百五十八条の運用に關しましては、若干の変更を来しまするが、法律の字句自体を変更する必要はないと考えております。

○松澤兼人君 それでは問題をかえまして、人事委員会の委員あるいは構成の問題について少しく伺ひたいと思ふのです。第九条におきまして、「委員は、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的能率的な事務の處理に理解があり、且つ、人事行政に關し識見を有する者のうちから、議会の同意を得て、地方公共団体の長が選任する。」ということになつております。これは午前中の質問においても、多少触れたのでありますが、はたしてこういう人が都道府県及び五大市、その他人事委員会を置く市において、得られるであろうかというのを、非常に懸念するのであります。これがもし選挙でありますならば、多少はそういう懸念もなくなるでありますが、單に地方団体の長が選考いたしましたして、議会の同意を得てこれを選任するということとあれば、非常に選考の範囲も狭くなり、この資格の点において疑義が生ずるおそれはないかというのを考へるのではありませんが、はたして自治庁におきましては、ほんとうにこの九条の

二項に規定してありますような、りつばな資格のある人事委員が得られるというお考えでありますか。

○小野政府委員 人事委員会の運営が、委員にその人を得なければならぬという点につきましては、私もまったく同じような氣持を持つておるものであります。今お話がありましたように、それは公選によつてはどうだろうか、こういう御意見があるようにも伺つたのでありますが、委員会の委員の選任につきましては、いろいろの方法が行われておりますことは、御承知の通りであります。ただ今回の人事委員会の所掌事項等から考えますと、人事行政に關しまして技術的な要素が多分に含まれておりますのと、またこの委員会の重要性にかんがみまして、できるだけ適當な人材を當てるように選考して行くことが必要であらう、こういう考へ方から、公選によつて出ております地方公共団体の長が選任するのでありますが、議会の同意を得て慎重にこれを行つて行くということによつて、この趣旨が全うされるのではないかと、かように思つておるのであります。同時に、地方自治制度自体が、新憲法の施行以來、各地方住民に對しても、だん／＼と習熟して參つておりますがために、この人選につきまして當該府県あるいは市において人がないというふうなことは、私はなからうと考えておる次第であります。

○松澤兼人君 私は午前中の連合審査会においても申し上げたのでありますが、委員会制度の運用というものは、非常に現在の日本においては困難であるというのを考へまして、少くとも

ボスの勢力を地方自治から排除するという意味から申しますと、地方公共団体の長が議会の同意を得て、これを選任することというよりは、広く一般の公選による委員の選考をした方が適當であると思ふのでありますが、この公選による人事委員の選任と、それから地方公共団体の長が議会の同意を得て選任するという方法と、その利害得失について御所見を承りたいと思ふので

○鈴木俊政府委員 公選によつて人事委員を選んだ場合との利害得失についてのお尋ねでございますが、ここには「人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的能率的な事務の處理に理解があり、且つ、人事行政に關し識見を有する者」という積極的な選考要件を掲げておるわけでありまして、こういうような趣旨に合致するものであるかどうかということの認定を、選挙民一般に對して求めますことは、やはり相當困難ではないか。地方自治体の長でありますとか、議会の議員でありますとか、一般的な地方自治のことに携わりまする者にとりまして、その最高の機關になりまするものを直接選挙にすることというものは、これは住民自治の本旨から申しましても、けつこうだと存するのでありますが、人事委員のようない専門的な技術的な行政機關の構成員を選ばす方法といたしましては、直接選挙といたすることはやはり適當ではないと考へておるのでござい

ます。なお経費の点から申しましても、直接選挙によりますことは、相當の経費を要しますので、かれこれ考へまして、従来のこの通稱別職の選考の方

式を採用いたした次第であります。

○松澤兼人君 ただいま技術的な人物を選考する場合においては、これは法律の趣旨の通りにやつた方がよいというお考えでありますか、しかしそれは一つのおりくつでありまして、たとえば教育委員のようなものも、これは相當技術的な問題があると思ふのであります。しかし教育委員のような技術的なものは専門的な知識が必要である者であり、やはり公選によつておるのであります。この点お言葉でありますけれども、私は教育委員の選挙と同じように、人事委員というものは選挙によるべきであると思へます。教育委員の場合と、人事委員の場合とはそこに何らかの相違がございますか。

○鈴木俊政府委員 私教育のことににつきましては明るくございせんので申し上げられませんが、聞くところによりますれば、教育委員はやはり委員に選ばれる人はしるうと言いますか、教育に必ずしも識見を持つておる人々というふうな積極的な要件は、少くとも法律の上にはございせんし、また事実その運用の方式におきましても、必ずしもそういうことが絶対の要件であるというふうには聞いておりません。むしろ一般的に広く選挙民の直接選挙によつて選ぶという方式を採用せられたものであらうと思ふのであります。しかしながら人事委員に關しましては、このような積極的な要件を付し

ては、このようない積極的な要件を付し考へまして、こういう趣旨の人を選考するのには、やはり長と議会の合致に基きまして選びます方が、一般選挙によつて行いますものよりも、適當ではないかというふうに考へられるのであります。こういうよう

な方式の方がよろしいというような見解もあることを私も聞いておりますので、その御趣旨に沿つた次第でございます。

○松澤兼人君 その点の一つの見方でありまして、教育専門家が教育委員になることがいいと言ふ人もあります。教育は全然何も知らないしるうとが教育委員の委員になることがいいという人もあります。これはただいま次長がお引きになりました一部の風評あるいは評判であります。これは必ずしも一方的に教育技術についてはどうとて、しるうの方がいいということとは、ただ一概には片づけられないと思ふのです。そこで問題を逆にかえてみまして、たとえば公安委員会の委員の選任は、相當嚴重な資格上の制限があつたと記憶しております。もし議長あるいは知事の選任ということになりますならば、われ／＼が心配しておりますボスの勢力を排除する意味において一定の制限を加えることが、必要ではないかと考へるのであります。たとえ公安委員の選任の場合と、人事委員の選任の場合と、その点についてお考えを承りたいと思ひます。

○鈴木俊政府委員 公安委員に對しまして、御指摘のごとく官歴等がありましたが、これは警察の特別の要請に基くものと存じますが、人事委員会につきましてはそういうような消極的な要件を排除する方法をとりませんで、むしろ積極的などういふ要件を必要とするかというのを、法規中に書き加へまして、長が議会の同意を求めます場合には、こういう要件に合致した人であるかどうかということを、みずから認定

し、議会にも認定してもらいまして、選ぶという方式が適切であると考えた次第でございまして、こういう積極的要件を設けましたことの結果として、人事委員に選ばれた者は民主的であると同時に、能率的な事務の処理に理解がある者が選ばれる。こういう積極的な要件になっております。

○松澤兼人君 積極的な要件はなるほどわかるのであります。しかし一方においてはゆるいボス勢力の排除ということが、絶対不可欠の要件であると思うのであります。この点について何らかの措置が講じられなければならないと思います。たとえばリコールといったような制度がそれでありまして、この法律によると、そういう点が考慮せられていないのでありますから、こういうように、たま／＼地方公共団体の長が議会の同意を得て選任した者に対して、世間一般が見て不適当だと考えられる人物がいたならば、それに対してリコールをするという方法が考えられておりますが、いかがですか。

○鈴木俊政府委員 これはその少しあとの方に、委員が職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があるに認めたとした場合におきましては、地方団体の長が議会の同意を得て、これを罷免するという方式をとっております。人事委員につきましてはこういうように、一面積極的な要件を設けましますと、他面その職務を行うに適しない非行があるという場合におきまして、これを排除する方式をとっております。これによつて人事委員につきましては、一面御心配のようなボス勢力の排除ができるかと考えておりますし、また一旦選ばれた者が、結

果において適当でなかつたという場合におきましては、この方法によつてこれを排除することができると考えておりますのであります。

○松澤兼人君 なるほど第六項において、そういう規定があることは承知しております。しかしここでは心身の故障のため、職務の遂行に堪えない場合、それから委員の職務上の義務違反及び委員たるに適しない非行という点があげられてゐるのであります。しかしながら別段非行というよりもある人が、たま／＼選任せられた者が、あんな人はこういう人物である、あるいはこういうことをやつてゐるといつたような、いわゆる非行にも当たらない、義務違反にも当たらない、しかしだれが見ても、これは一種のボスであるということが考えられる場合、これを罷免するといふことは非常に困難であります。非行があつた、たとえば人事委員でありながら、他人に暴行を加へたといふようなことは、これは明らかに非行があつたと言へると思うのであります。しかしながらそういう事実はないけれども、たとえば何か暴力団の陰にあって、それらの暴力団を指揮あるいは指導してゐた、黒幕になつてやつたといふように、本人には別段非行といふことはない、義務違反もない、あるいは心身故障でもない、こういうような場合には、罷免することは非常に困難であると思つてゐます。そういう場合、これはリコールにでもやらなければ、罷免することは困難だと思つてゐますが、いかがですか。

○鈴木俊政府委員 人事委員に關しましては、一面その職務の性質から申しまして、ことにこの法案におきましては、不利益処分等の審査でありますとか、勤務条件に關する措置の要求というものは、機能の十全なる發揮を期しておりますので、他面この人事委員の身分を保障するといふことも、考へて行かなければならぬのであります。そういう点から考へまして、人事委員の地位を非常に不安定にいたしておくとすることは、これまたほんとうに落ちついて人事行政に専念することが困難でございまして、これは国の人事委員に關しまして、すでに御承知のごとくその身分の保障があるわけでありまして、特に國家の訴訟に基いて、それ以外の方法は許されておらぬような状態でございまして、そういうようなものとの権衡等から考へまして、地方議會におきまして彈劾をするといふような方式をとることで十分ではないか、身分保障の点から考へまして、また實際上の運営の問題として考へてみましても、この第九條の第六項の規定の運用で、十分所期の目的は達し得る。かように考へておるのであります。

○松澤委員 ただいま人事委員の彈劾訴訟の問題が御出ましたが、中央の人事官は国会の意思によつて、彈劾訴訟の手続をとるのであります。しかるに人事委員の場合は議會から彈劾訴訟といふか、あるいは罷免の要求をするといふ規定ではない、その点はつきり違つておると思つてゐます。しかも國家の場合には、ボス勢力といふものはそう介入はできないと思つてゐます。問題は、やはり地方の人事委員に対してボス勢力が入つて来るということなのです、従

ては、不利益処分等の審査でありますとか、勤務条件に關する措置の要求というものは、機能の十全なる發揮を期しておりますので、他面この人事委員の身分を保障するといふことも、考へて行かなければならぬのであります。そういう点から考へまして、人事委員の地位を非常に不安定にいたしておくとすることは、これまたほんとうに落ちついて人事行政に専念することが困難でございまして、これは国の人事委員に關しまして、すでに御承知のごとくその身分の保障があるわけでありまして、特に國家の訴訟に基いて、それ以外の方法は許されておらぬような状態でございまして、そういうようなものとの権衡等から考へまして、地方議會におきまして彈劾をするといふような方式をとることで十分ではないか、身分保障の点から考へまして、また實際上の運営の問題として考へてみましても、この第九條の第六項の規定の運用で、十分所期の目的は達し得る。かように考へておるのであります。

いまして、もし國の人事官に対して國會が彈劾訴訟の手続をとられるのは別であります。しかしながらここではやはり議會の同意を得て、地方公共団体の長がこれを罷免する、どこまでもその意思の發動は、地方公共団体の長といふことになつておるに思つてゐるのであります。そうしますと國の場合とちやうど逆でありまして、もしも地方議會の側からそういう意思が發動して彈劾訴訟あるいは罷免の要求といふことができれば別であります。そういう点私どもは、國の場合においてはボス勢力の支配といふことは、相當困難であると思つてゐますが、地方においてはそれが非常に容易であるといふか、ボス勢力に支配される危険性が非常に多いといふことを心配して、むしろリコールの制度をとることが必要ではないか、こう考へてゐるのです。

○鈴木俊政府委員 この第六項は、任命権の發意が長にあり、これを議會の同意を得て選ぶという、地方公共団体の各委員の任命の一般的方式を踏襲しておるのでございまして、罷免につきましても、任命権者が任用いたしました際と同じような方式自体につきましては、いはば一般方式を適用したにすぎないのであります。ただいま御指摘の、地方議會の方からの自主性による彈劾ができないではないかといふお尋ねでございしますが、これにつきましては、もちろん地方議會が県政調査、人事委員會の行政の運営が不適当でございしますならば、その調査の結果に基きまして、長に対してそのことを要求いたす結果として、こういうような方式による彈劾をすることが可能に

なるわけでございます。もしも議會の總意に基くような彈劾の要求に対して、長がこれに應じない場合におきましては、これはまたおのずから、たとえば長に対する不信任決議でございしますとか、あるいは住民のリコールの請求でございしますとか、そういうような運営上の方式によつて解決が可能である、かように考へております。

○松澤委員 鈴木さんはそういうふうにおつしやいますけれども、この六項の規定を讀んでみると、そうではなくて、どこまでもその發意は長でなければならぬ。長が云々の要件があつた場合に、議會の同意を得てこれを罷免する。従つてその間には地方議會の意思といふものは入つておらない。こういう罷免をする場合においては、あとにありますが「この場合においては、議會の常任委員會又は特別委員會において公聴會を開かなければならない。」といふことが、むしろ最後の手続としてとられておるのであつて、議會が自主的にそういうことを發意することが規定されておらない。もしも議長がどこまでもそういう發意を議會においてすることができると仰せになりますならば、これは別であります。その点、もう一度はつきりとお答え願ひたいと思つてゐます。

○鈴木俊政府委員 これは地方自治法の第九條の規定によりまして、地方団体の議會は當然に団体事務に關する一般的な調査権がございしますので、それに基きまして、今の人事委員會の行政運営に關する調査は當然可能でございします。そういうことの一切の運営の結果が、長の施策に反映するとい

うのは、これは一般に他の行政の面におきまして同様でございます。この方式に關しましては、たとえば公安委員等につきましても、それと同じような形の彈劾の方式がとられておるのでございまして、こういうような方式で参りまして、さほどの支障はないと私も考へておるのであります。

○松澤委員 それでは、長がみずから發意をもつて、議會の同意を得てこれを罷免するという法律の建前であるけれども、この前に議會が自発的にだれだれの人事委員は適當でないからという決定があれば、地方公共団体の長はそれに従つてやらなければならない。もし長がそれに従つてやらない場合には、別に地方自治法の規定によつて不信任等の行為がとられるというふうに了解してよろしいございませうか。

○鈴木(俊)政府委員 御説のごとくでありまして、地方団体の長が、こういう規定を發動いたしまするにあたりましては、たとえば御指摘のごとく議會のそういう要求に基きまして、やるといふこともございまいし、あるいはたまたま監査委員が監査をいたし、その結果に基きまして、あるいは長がその他の方法によつて得ましたところの情報を基礎にいたしまして、長がその規定を發動するということになると思ひます。

○松澤委員 なおこの件に關しまして申上げておきたいことは、国の場合にはやはりこういうふうには、まあ長ではありませぬけれども、総理大臣が国会の同意を得て人事官の任命をしておる。その場合においてもやはり議會の側から彈劾訴追の手續をとられれば、

これが罷免ということになる。その最初の選任の形式は同じ形式をとつております。ここで罷免の場合は違つた形式がとられてゐる。それがわれ／＼としては不満であつて、むしろ議會側からはつきりとこれを罷免するという手続が、この中に盛り込まれていなければならない、こう考へるのであります。ただいまのお話で大分わかりましたが、しかし法律としては、やはり國の場合と同じように——任命についてはなるほどこうである。しかし罷免の場合において、やはり國と同じような方法によつて、議會の側から罷免の要求もしくは彈劾訴追の手續がとられることが、——少くともリコールをやらぬというところであれば、そういう手續をとりになることが適當である、こう考へますが、いかがでございませう。

○鈴木(俊)政府委員 御見解は確かに一つの御見解でございまして、地方自治制度の建前におきましては、大體任命権者が罷免をいたします場合におきましては、やはり最初の任命の際と同じような方式をとつておるのが通例でございまして、先ほど申し上げましたように、公安委員に關しましても同様な方式をとつておりますので、そういう方式のようにいたした次第でございませう。

○八百板正君 ただいま人事委員會の問題につきまして、第九條の二項におきまして「議會の同意を得て、地方公共団体の長が選任する」ということが定められてゐるのでありますが、こういうふうになりますと、議會の長は通常において政党的公認のもとに公選せられる場合が多いのでありますから、

従つてこの政党的所屬の政党的の色彩を強く持つておきますところの公選せられたる自治体の長が、自分の腹心を出すというところは當然考へられ得るであらうと思ひます。この点を防ぐために「委員のうち二人以上が同一の政党内に属することとなつた場合において、これを防ぐ」と規定を考へられたように思はれるのでありますが、しかしながら實際において政党内に属するかしないかということとは、必ずしも明瞭でない場合が多いのであります。この点についてどういふ考へが払われておるか、この点の考へをいたされたのであります。

○鈴木(俊)政府委員 ただいま御指摘になりましたごとく、政党内に属して二人以上が同一政党内になりました場合におきましては、あとからその政党内に入つて行つた者を罷免するという建前によりまして、同一政党内が多数になりまして、これを防止いたしておりますが、しかしながら個人がいかなる政治的意見を持ち、いかなる政党内に属するかというところは、本来自由な問題でありまして、政治的行為の制附に關しするかと、いかなる政党内に個人が所属するかというところに關しましては、何ら法は制限を加えないという建前で立案をいたしておるのであります。人事委員の場合に關しても、その政党的所屬自体について、何ら問題にいたしてないものであります。ただそれが二人以上になりまして、ある政党的の要素が強く働くと、それは適當ではございませぬので、そういうものを排除いたしておるわけでありませう。また任用にあたりまして、長と議會の意思との

合致によつて、初めて人が得られるようにいたしておりますので、私もともいたしましては、こういうような方式で、人事委員會が特にある党派のために動くというようなことがないようにできるのではないかと、また先ほど來の御質問にございまして彈劾の方法をさらに併用いたしまして、そういうようなことが防止できる、かように考へております。

○八百板正君 そうしますと党内に所屬しておるかおらないかということは、この法律を運用するうちに當然問題になるわけでありませうが、党内に所屬しておるかおらないかという決定は、何を基準にして考へられておりますか。

○鈴木(俊)政府委員 これは現在いたしましては、政治資金等規正法あるいは公職選挙法あるいは団体等規正令というふうなものによつて考へられておりますが、政党内、こういうふうなものを一つの目的に考へておるのでございませう。

○八百板正君 その党内に入つておるかおらないかという点については、その基準にするものが非常に不明確にならざるを得ないだらうと思ひますので、事實上あるいは特定の党内に所屬する公共団体の長が、自分の腹心を人事委員に選任するために、党籍を離脱して入れるというふうなことも當然に考へられるわけでありまして、どうしてこの点を防ぐためには、先ほど來質問にも述べられましたように、この選任の形式を自治体の長に發意させるといふことでなく、議會そのものに持たせるといふような方法をとつた方が、よろしかうと考へるのであります。

が、その点どういふようにお考へになられておりますか、この関連においてもう一度承つておきたいと思ひます。

○鈴木(俊)政府委員 この法案自体にいたしましては、人事委員の政党的所屬關係は、一應形式的に押えておりました、今申しましたような法に基きまして政党的の所屬員でなければならぬ、こういう建前にいたして、あるいは、あるいは分限懲戒にいたして、また不平等は公正でなければならぬ。また不平等の取扱ひを禁止いたしております。要するにこの地方公務員法の全体を流れております精神は、人事行政の運営にあたつては公正でなければならぬ。いかなる政治的所見あるいは政治的所屬關係にありまして、運営は公正にやる、こういうことはあくまでも人事委員會に對する絶対的要件といたしておりますので、それに違反いたしました場合にございましては、先ほど申しましたような趣旨による彈劾が行われ得るであらうことを、私も考へておるのであります。それによつて全体的に保障ができると思ひます。

○松澤委員 ただいまの條文の第九項であります、はなはだ迂遠な、字句の質問をしましてまことに恐縮でございますが、「委員は、他の地方公務員の職を兼ねることができない」という「他の」というのはどこにかかつておるのか。他の地方公共団体とかかつておるのか、あるいは地方公共団体の他の職務を兼ねてはならないといふふうに解釈をいたすのであります。どちらでございませうか。

○鈴木(俊)政府委員 この「他の地方公務員」といふのは、他の地方公共団

○八百板正君　そういうものがありま
すならば、今までありましたものをず
つとひとつ具体的にお示しを願いた
いと思います。法律をつくりますから
は、ただ漠然と予想して、想定の上
に立つてこういう明文をつくること
はどうかと思ひますし、将来運営を
いたします上にも重大だと思ひます
ので、この際暴力をもつて破壊する
ことを主張する政党として、今日ま
で扱つて参つた事例を、全部ひとつ
教へていただき

たいと思ひます。
○鈴木(俊)政府委員　これは国家公務
員法におきまして、これに相当する
ような条項の規定のありますことは、
御承知の通りであらうと思ひますが、
団体等規正令に違反をいたしましたた
めに、解散せられました政治的な団体
等は、ただいま私手元に資料を持つて
おりませんけれども、政府においては
所管の部局があるわけでありま

すから、その方と連絡をいたしまして、後
刻御連絡を申し上げます。
○八百板正君　こういうことを明文に
される以上は、もつと具体的に何々党
というふうには、はつきり言えるだろ
うと思ひますのでありまして、その
点御遠慮なくおつしやつていただ
きたいと思ひます。

○鈴木(俊)政府委員　これは団体等規
正令の適用を受けまするならば、現
に解散させられてしまつておる団体
でございます。従つて私今ここで、は
つきりどういふものがありましたか、
記憶いたしておりますので、後刻申し
上げます。

○八百板委員　こういう重大な問題を
法文の上に明記する場合に、具体的に
どういふものがあつたという事例を、

一例も示すことができないということ
は、提案者の立場としてまことに了解
に苦しむのでありますが、ほんとうに
一つも御存じないのですか。

○鈴木(俊)政府委員　これは政治的な
思想団体等で、主として右翼関係の
ものがあつたと思ひます。そういうよ
うなものがこの条項に該当いたすわけ
であります。それはただいま申し上げ
ましたように、後刻取調べをいたし
て御報告申し上げます。

○八百板委員　そういういたしますと、そ
ういふ団体は右翼関係にあつたとい
ふ事例を、具体的なものとしてお答へ
になつたのであります。右翼関係だ
けにあつた、こういうふうな考え方
でよろしいのでありますか。

○鈴木(俊)政府委員　私の今記憶いた
しております限りにおきましては、
左翼関係にそういうようなものに該
当いたしたものがありませんかど
うか、はつきりと記憶いたしてお
りません。おそらくないと思ひます。

なにおちよつと申し上げますが、これ
に該当いたしたものとしまして新鋭大
衆党、大和報國運動本部、こういう二
つのものがござります。

○八百板正君　こういう法律を規定い
たしますために資料となつたもの
は、右翼関係のそういう事例であつた
ということをお説明になつたのであ
りまして、左翼関係ではなかつたとい
ふような意味にお聞きいたしたのであ
ります。そういういたしますと、今ま
での結果に徴して予想せられる場合
を考へて、こういう法律をつくられた
のだと思ひます。従つてそういう
主として右翼関係の、暴力で破壊す
ることを主張する政党を頭においてそれ

に適用する。そういう方針のもとに、
この法律がつくられたと解釈してよ
うござりますか。

○鈴木(俊)政府委員　別に右翼である
がどうか、左翼であるがどうかとい
うこと自体では、何ら区別をいたす考
へは持っておりません。この第五号に
掲げてありますことは、要するに「日本
国憲法施行の日以後において、日本
国憲法又はその下に成立した政府を
暴力で破壊することを主張する政党
その他の団体」でござりますから、こ
れは右翼であらうと、いやしく
もこの条項に該当いたしますもの
なるわけでありま

す。
○八百板正君　政党に所属するとい
うこと、入党するといふことは、同
時に党活動に従事するといふことを
誓うところの形式であらうと考へるの
であります。党員であることだけ
はよろしいが、党活動に従事するこ
とについては制限する、こういうふう
に考へられるこの規定は、大きな矛
盾を持つてゐるのではないかと思ひ
ますが、どのように考へられてお
られますか、御見解をお示しいた
きたいのであります。

○鈴木(俊)政府委員　これはそれ
／＼その政党の綱領によることであ
らうと存じます。政党に属してゐる
からといつて必ず一定の暴力的な行
動を要求する政党のみではないと考
へます。

○八百板正君　この暴力的云々の問題
とは別に、いづれ後ほどその点につ
いて詳細にお尋ねいたしたいと思ひ
ますが、第六節におきまして、いろ／＼と
政治活動の制限をやつておるのであ
ります。第十三条において、こういう

うな規定を定めておきながら、党員
としての当然の政治的活動をあとの方
において制限したという点が、この十
三

条の精神を無意味なものにしておる
のではないか、こういう意味におい
てお尋ねいたしたのであります。そ
ういふ立場からただいまの点につ
いてのお答へを、あらためていただ
きたいと思ひます。

○鈴木(俊)政府委員　先ほど申し上
げましたように、個人が特定の政党に
所属し、あるいはその他の政治的所
属関係に入り、あるいはいかなる政治
的な意見を抱くかといふことは、それ
自体としては、公務員の全体の奉仕者
である基本的な性格と矛盾いたし
ません。これは自由保持していいわけ
であります。ただその政治的な所
属関係あるいは意見に基きまして、一
定の――三十六条に規定いたして
おりますような範疇を出まして行為
をいたします場合には、公務員の政治
的中立性というものに抵触いたしま
すので、そういうことを禁止したとい
ふ趣旨でござります。この三十六条
の本旨は、單に制限することが目的
ではなく、職員

の政治的中立性を保障し、その結果
として、行政の公正な運営を確保
することを目的といたします。その
に、他面職員がその政治的な行為
に巻き込まれることの結果として、
その地位を失うというやうなことが
ないように、職員の身分を保障しよ
うとする、職員の利益保護を第二の
目的とし、おるものであります。そ
ういふ両面からの制限を加えてお
るわけでありま

す。基本的な政治的な意見として、あ
るいは政治的な所属関係として、ど
うあるかといふこと自体には、これ

は
何ら制限することはないのでありま
す。

○八百板正君　この問題に関連して
お尋ねすることは、まことに多いので
ありますが、おそろく今晩お尋ねし
ても、話をつかないのではないと思
ひますが、ただいまお答へがありま
した点について、もう少しお尋ねし
たいと存じます。政治活動を制限し
た趣旨は、職員の利益を保護するこ
とを目的として定められたものであ
るといふことを述べられたのであり
ますが、そのことを示された第三十六
条の五項の規定には、それと並べて
「地方公共団体の行政の公正な運
営を確保すること」といふことが、
述べられておるのであります。従つ
て前段においていろ／＼と定められ
ておりましたところの政治活動が積
極的に行われるといたしまして、そ
のことが地方行政の公正な運営を
確保することが困難にならない限り
においては、自由、積極的な活動が
行われてよろしい。こういうふう
に考へてよろしいのであるか、こ
の点について伺ひたい。

○鈴木(俊)政府委員　政治的行為の制
限は、ただいま述べになりましたよ
うな、地方公共団体の行政が、公正
に運営されるということが一面の要
件であります。それだけではござ
りません。同時に職員の利益を保護
するといふことが、また一つの要件
であります。その両面から政治的行
為の制限の範囲を考へておる次第
であります。

○八百板正君　政治活動の問題に
関連して参りましたので、少し順序
を飛ばしまして、第六節の服務に
関する問題について、少しくお尋
ねいたしたいと思ひます。この点
は同僚議員

によつて再三にわたつて質問が繰返されたものと存するのでありますが、この問題は非常に関連するところが大きいと考えますので、さらに詳細なるお尋ねをいたしたいと考えるのであります。第三十条におきましては「服務の根本基準」を定めておるのでありますが、さらに三十五条におきまして「職務に専念する義務」というものを定めておるのであります。この点二重の定めとなるように考えるのであります。が、この点はどうにお考えになりますか、御答弁をいただきたいと思ひます。

○鈴木(俊)政府委員 第三十条は、見出しにもございますように、職務の根本基準を定めたものでございまして、「すべて職員は、全体の俸仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当つては、全力を拵げてこれに専念しなければならない。」という根本精神、いわば以下に書いてございします各勤務に關する基本を貫く精神を書いたものでございまして、第三十条はそれの一つ具體的な事項として、職務に専念する義務を規定した次第でございます。

〇八〇板正君 第三十条におきましては、服務の根本的、基本的考え方を述べ、第三十五条においては、職務に専念する義務に関する具体的なものを述べたということを、御答弁になつておりますが、具体的なものを規定いたしますためには、条文もまた具体的なものでなければならぬと思うのであります。ところが三十五条を読んで参りますと、「職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職

務にのみ従事しなければならぬ。」というように、きわめて具體的でないことを述べたのでありますが、これを具體的に適用いたしますためには、どのような用意と考えをもつて提出せられておるのでありますか。このの適用に關する具體的な説明を述べていただきたいと思います。

○鈴木(俊)政府委員 服務に關する規定は、ことに職務専念義務等につきましては、いわゆる精神的な趣旨をうたつた規定が多いのでありますから、事柄自体といたしまして、抽象的に說かれて参りますことは、やむを得ない結果である場合が多いと思ひます。ここで書いてございますのは勤務時間、それはそれ、の地方団体で定められるわけでございますが、「その他の勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責」というのは、それ、職務として定められましたその職責遂行のために用ひ、そうしてその「当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。」後段に書いてありますに他の事務に従事してはいけないという趣旨をうたつておるわけであります。但しこれにつき

ましては、その上の方に「法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、この規定しております。条例におきましてはこれに對する例外的な措置として、たとえ選挙管理委員會の書記という立場にあります地方公務員が、平生選挙がありませんときにおきましては、ひまがあるというような場合には、たとえば國勢調査に關する事務の方に行つて働く。こういうことはそれに対する一つの例外でございますが、その他の地方団体においてその種の例外を考

えられるわけにあります。

〇八百板正君 訓示としての言葉でありますならば、ある程度これを了解することができるのでありますが、法律の明文として書きます場合には、もつと具体的なものとなければ、いろいろの弊害を招くおそれがあるだろうと私は考えるのでありまして、この際にこれらの点について明確な考え方を探して当てるということは、立法の委員会として必要なことであらうと私は考えるのであります。勤務時間中職務上の注意力をその職務遂行のために用いると

いうことがあるのでありますが、私は心理学者ではございませんので、詳細なる科学的な基礎に立つて、そういうことを述べることはできないのであります。私の常識上聞いておりましたところになりますと、人間の能力上一つの事柄に対して精神力をほかにそらさないで集中して行くということは、ほんのわずかの数十秒しかできないというのを、私は聞いておるのであります。従つて、職務遂行中に職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用いる、こういう言葉によつて示されたようなことを、実際において職員が

行方ということとは、私はおそらく不可能ではなからうかと思うのであります。しかもその注意力が職責遂行のためだけに用いられておるかおらないかということ判定するには、まことに困難な場合が多からうと思うのであります。あるいは職務においてほんやりりほかのことを考えておつたとか、妄想にふけておつたとかいうようなことがあつても、上司がこれを職責遂行のために精神力のすべてを打ち込んでおられなかつたというふうに認定いたしました。

すならば、それによつて上司からのこの問題を取上げて職務に対して専念する義務を怠つたという非難を理由として、その責を追究せられる場合が起り得るだろうと思ふのでありまして、このような無形の規定は上司に利用せられる場合が、非常に多いだろうと思ふのであります。そういう意味からこの条項は削るべきものであると思ふのであります。どうしても入れなければならなかつた理由を、この際もう一ぺんよく聞かせていただきたいと思ふのであります。

○鈴木(俊)政府委員　すべての注意力が職責遂行に用いるということを規定しておるのではございませんで、職務上の注意力、こういうことであります。御指摘のように心理的に申して注意力を常に集中して、一つのことに持続的に向けるということとは不可能でございましょうし、そのような非常識のことを要求しておるわけではもちろんないわけでありますで、これが運営に当りましては自主的に地方自治の趣旨に即しまして、常識的に運営せられることでありうと、私ども期待いたしておるのであります。

○八百板正君　その前の三十四条には「職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後とも、また、同様とする。」というふうな規定があるのでありますが、私どもの今日見て参りましたところによりますと、とかくお役所の仕事にはたいいのものにマル秘や極秘のはんこを押されるようでありまして、どこまでほんとうに秘密であるかどうかということに判定するに苦しむ場合が、非常に多いのであります。ことに職務の公正な

運営をせられまする場合においては、秘密というようなものはだん／＼少くなつて来るのだらうと、私は考えるのではありませんが、一体この秘密というものはどういふものをお考えに入られて、法文の上に明記いたしましたか、この点お答え願ひたい。

○鈴木(俊)政府委員　これはここにございますように、職務上知り得た秘密でございまして、この秘密は要するに今お話がございましたような、單にある時期まで発表することが適當でないというような程度の、そういうような程度の、そういう発表の時期について秘密性を要するという程度のものでなく、やはりその事柄自体において秘密を必要とするというようなものであらうと考えております。

○八百板正君　時期的に秘密というものではなくて、そのこと自体が秘密を必要とするものであるという御意見でありまするが、そういたしますと、そのこと自体が秘密であるかどうかという決定は、だれがどのような基準によつてせられるのでありますか、さういうような場合について、少しくお考えを示していただきたいと思ひま

す。

○鈴木(後)政府委員 要するにこれに違反した場合には、懲戒処分の対象になるわけでございまして、その懲戒処分は結局任命権者が行うわけでございしますから、任命権者がこれに該当するかどうかということを、一応認定して処置をいたします。しかしながら事後におきまして、不利益処分の審査という問題がございまして、懲戒処分行使にあたりましては、処分説明書というものを本人に交付いたしました。

す。本人はそれをお願いしまして不利益処分審査をしてもらうことになつておるのでございますが、その際におきましては、人事委員会がこれに該当するかどうかというのを判定をいたします。さらにこれに違反するかしないかというところにつきましては非常問題でございまして、最終的には裁判所においても判定せられる、こういうことになつております。

○八百板正君 秘密はそれ事態として秘密なものである場合を、指すのであるというお話であります。しかしながらそれ自体秘密なものであつても、時間の経過に従つて、その秘密を必要としない、あるいはその漏洩を処罰する必要のないような事態が、必ずあり得るであろうと私は思うのであります。ところが、そういう場合にもなおかつ当時秘密であつたものは退いた後においても、そのことが追究せられるというふうな規定は、少し苛酷な場合が起り得るのではないかと思ふのであります。この点についてどのようにお考えになりますか。

○鈴木(俊)政府委員 これは職務上知り得た秘密と、こうなつておりまして、問題のときにおきまして、それがすでに秘密でなくなつたという場合におきましては、その問題自体においては、秘密を漏らしたということにはもうならぬと私は思います。

○八百板正君 先ほど関連いたしましたので、少しお尋ねいたしましたのであります。第三十六条の政治行為の制限の点についてあります。が、党員であることはいが、党活動に従事するということについては制限がある、こういうふうに考えられるのであります。

すが、「結成に關与し」というふうな言葉を使つておられますが、結成以外の場合においては、当然にこの問題はなくならずと考へてはよろしいのであります。

○鈴木(俊)政府委員 結成以外の場合においては党活動は自由であるかというところでございますか。

○八百板正君 そうです。

○鈴木(俊)政府委員 これは結成以外におきまして、たとえば役員になつてはいかぬ。それから団体の構成員となる、要するに党員を獲得するため、あるいは他党派の党員とならないように勧誘運動してはいけないということを書いておるわけを書いておるわけでございます。

○八百板正君 この三十六条の二項の二号に署名運動を企画し、積極的に関与することあるものであります。積極的という言葉を使われましたから、積極的という言葉は使われませんでした。消極的に関与する場合はさしつかえないというふうにも考えられます。この点はどういうふうにお考えになりますか。

○鈴木(俊)政府委員 その通りでございます。

○八百板正君 大体において政党に所属するということは、政党の決意の決議に従うという義務を負う場合が多いのであります。従つて党の決議に従つて署名運動に従ひ、党の方針に基いて消極的にこれに同意する、こういう形において事実上こういうことが行われることはさしつかえないと考へてよろしいのであります。

に属してある地方公務員に対して要求をいたしたといたしますならば、その者が単にそれに対して署名をするという程度のことは、もちろんさしつかえないわけではあります。

○八百板正君 ただいまの項目の五のところに「前各号に定めるものを除く外、条例で定める政治的行為」ということがありますが、これは条例に定めるところは、どんな場合を考へておられるか、御明示をいただきたい。

○鈴木(俊)政府委員 この条例は何でもかんでも定めていいという趣旨ではございませんので、この五項に「本条の規定は、職員の政治的中立性を保障することにより、地方公共団体の行政の公正な運営を確保するとともに職員

の利益を保護することを目的とするものである」という趣旨において解釈され、及び運用されなければならぬ。この趣旨にございまして、条例を制定するということ、まさに本条の規定の運用の一つでありまして、従つてこの五項に違反するようなものは、やはり違法な条例であるということになるのであります。具体的にどういうものであるかと申しますならば、現在の人事院規則におきまして規定されておりますような項目の中の一つ、二つというものが、これに該当するのではないかと申します。

○八百板正君 五項の規定により当然にその運営の方向が定められるのであるから、その心配はないというふうにお答えであります。でありますならば、具体的なものを詳細に明示いたしまして、これ以外の事柄を条例によつて定めても無効だというふうにされた方が、法の体裁としては親切な書き方

のように考えられるのであります。この点はどうお考えになりますか。

○鈴木(俊)政府委員 これは地方自治法の一般の規定によりまして、そのような条例は無効になるわけではございませんから、当然行政事件訴訟特例法によりまして、その訴訟の対象になると思ふのであります。

○八百板正君 次に「政治的行為を行うよう職員をそのかし、若しくはおつてはならぬ」というようなことが書かれておるのであります。このおつてはならないというふうなことが、このあとにもちよい／＼言葉が出ておるのであります。そういう事例を具体的にひとつお示しを願ひたいと思ふのであります。

○鈴木(俊)政府委員 たとえばある公務員が、ひとつ公務員の中で大いに選挙運動をやつて、そこから千票ばかり集めてやろうという決意を、みずから固く持つておられます場合に、他の者がそれをさらに煽動して、すでに決定されておる意思を、さらに強力に遂行させるといふことがあつたということでございます。

○八百板正君 先ほどひとつの事例について、具体的な事実のお示しをお願ひしたのであります。この問題について、具体的なにおつた事例などがあつたのだらうと思ふのであります。ひとつ具体的に自治体において、自治体の職員がどこにおいてどういふことがあつたというふうな点を、お示しをいただきたいと思ふのであります。

○鈴木(俊)政府委員 私がたゞいま引例いたしました例は一つの具体的な例で、その数なり名前を的確に申し上げなかつただけでございます。そういうふうなことを申し上げることはいかかかと存じますので、今申し上げましたことを實際あつた一つの例というふうなことで御記憶をいただきたいと思ひます。

○八百板正君 申し上げることはいかかかと思ふというふうなお話であります。が、さしつかえなからうと考へますので、各地方々の自治体について、各地域の例などを少しく述べていただきたいと思います。

○鈴木(俊)政府委員 今要するに具体的にだれがどうしたかというふうなことは、直接御参考にはならぬと思ひます。ので、事実だけを申し上げたわけでありまして、今申し上げましたあるいは百票とか二十票とかいふあるでございまして、要するに特定の公務員に対して、そういうような票数を獲得することをある党が要求をいたし、それに基いてやつたというふうなことになるかと、これに該当するようになつたのであります。

○八百板正君 人からあつたり、そのなかされたりして政治行為に入るのではなくして、期せずしてこれらの定められたようなことが、各人の自発的意思によつて一斉に行われたというふうな場合は、どうなりますか。

○鈴木(俊)政府委員 自発的に行われました場合にございまして、たとえば第二項の第一号に該当するような場合におきましては、制限に反することに相なります。

○八百板正君 争議行為等の禁止の規

定に對しまして「同盟罷業、怠業その他の争議行為」ということが記載されておりますが、「同盟罷業、怠業その他の争議行為」というのは、どういふ争議行為をさしてお書きになつたのでありまするか。

○鈴木(俊)政府委員　その他の争議行為と申しますのは、たとえば当然なことが十あります。すべき勞務提供ということが十あります。場合に、たとえば四とか五しかやらないというようなことが、その他の争議行為ということになります。

〇八百板正君 争議行為につきまして、組合の決議が経済条件を獲得するために、一定の行動を決定いたしました場合には、当然にそれを組合員一般に対して周知徹底しなければならぬということですが、組合員として当然起つて来るだろうと思いますが、そういう場合に組合の執行機関が決定いたしましたことを連絡するという行為は、どこまで自由になされ、どこまで制限せられるというふうに考えてよろしいのではありませんか、この点をお伺いしたい。

○鈴木(俊)政府委員　争議をいたすこととを組合の執行機関がきめまして、それを三十七号の後段にございますように、そそのかすあるいはあるというよりなことになるますれば、これに該当することになるわけであります。

○八百板正君　そのかしまたはあお
つたりするのではなくして、單に事務
的に決定した事項を伝達連絡する、こ
ういう行為については、さしつかえな
いと考えてよろしいですか。

○鈴木俊政府委員　これはその事実
問題でございますして、名前は連絡で
ございまいしよとも何でありまいしよ

とも、この事態に該当いたしますれば、制限されることに相なろうと存じます。

○八百板正君　その点まことに不明瞭なる規定のように考えられるのであります。またこの点については、あらためてもう少し明確にする機会をいただくといたしまして、次に雇用上の権利をもつて対抗することができなくなるということが、次の項目にあります。この場合に私が考えますに、地方公共団体と申ししても、ビ

ンからキリまであるのでありまして、
わずかに五人か七人ぐらいの少数の職
員によつて、まかなわれておるような
団体の場合においては、あとの方で定
められておりまする団体交渉をいたし
まする場合には、当然に職務を怠つた
と同じような結果になることは、予想
するにたかくないのでありまして、こ
ういうことになりましたと、一番守り
がたいところの小さな職場の職員が、
勤務条件を改善するために努力したと
いうことによつて、職務を怠つたとい
う理由を付せられて、事実上その行為

が不可能になる場合が、まことに多く想像せらるるのであります。この点特に封建制の強い下部の自治体などでは、勤務条件の低下を来たすような結果に、ならざるを得ないだろうと思ふのであります。この点につきましてどのような見解をお持ちでありますか、お答えをいただきたいのであります。

○鈴木(俊)政府委員　職員団体に属しておられますものが、勤務条件の改善のために当局と交渉をいたす場合におきまして、職務専念の義務等に縛られて交渉できないのはしないかという

ような御疑問でありますが、これは第五十五条にもございますように「条例で定める条件又は事情の下にお

いて、交渉することができると書いてございまして、このようなことはやはり一つの条件の中に加えられることにならうと思ひまするが、要するにここに書いてありますことは、勤務時間外においてやることは当然やれるわけでございますが、勤務時間中においても、当局と交渉することができるといふ趣旨を、これは含んでおるのでござ

念義務の規定の中に、「法律又は条例に特別の定がある場合を除く」と書いてありますが、こゝもやはり団体交渉をいたしするために、職務を一時離れるというように、この条例においてこれを除くというふうに書くべきものであろう、かように考えております。

○前尾委員長 八百板君、委員外の発言、けつこうですが、少し詳細に過ぎて時間が非常にかかるようですが、できるだけ整理して簡単にお願ひしま

す。——それでは松澤君。
○松澤兼人君　それでは先ほどは人事委員会の権限や、あるいは委員の任命につきまして、御質問申し上げました。次に地方公務員の給与関係の問題について、少しお尋ねしたいと思ひます。給与関係の条文は、十四条におきまして、地方公共団体は給与、それから勤務時間、その他勤務条件が社会一

般の情勢に適應するよう随時適當な措置が講ぜられなければならない、と書いていますのであります。この点は地方公務員の保護の上からいまして、まことにけつこうな規定だと思えます。

しかしただ漠然とこういうふうに書いてありましても、財源の点において、十分確保せられていなければ、この法律の条文は結局死文になつてしまふのであります。従ひましてこれが實際地方公共団体に行われなかつた場合には、この法律としては、どういう措置

が講ぜられているか、この点につきましてお伺いしたい。

○鈴木(俊)政府委員　これは今御指摘のように、要するに物価が上りまして、生活費が高くなる。生活費というものは、二、三日先の第三項の二、三の

ことには二十四条の第三項をこじ開けただきますれば、生計費というようなことも職員給与の一つの条件として考慮しなければならぬようになっておりますが、そういうようなものが変化いたしました参りました場合においては、それに応じて給与を上げて行かなければならぬ。こういう基本的なことをうたつておるわけでございまして、御指摘のようにこれにはただちに財源問題が附帯して参るわけでございますが、その場合にもしる適当な財源がない場合に、どうするかということでご

ざいするが、これはやはり地方団体
といたしましては、給与の問題といた
しまして、あるいはその他の各種の
経費にいたしまして、常にこれを十
分に充たすということは、困難な場
合があると思います。そういう場合
におきまして、どの程度を給与に振
り向けるかということは、これはそれ
の予算編成者並びに地方議会の認
定

問題になつて来るわけでございまして、そこで予算編成書なり、ことに議會におきまして、第十四条の規定がどの程度に運用せられているかという上のようなことが、審議の中心にならうと存

じます。が、審議の結果、事なきままに、それが十四条から客観的にいつて離れているかどうかというようなことがあり、と思いますけれども、それはやはり地方の一つの政治的な問題というところになって来るであろうと思います。

○松澤兼人君　ただいまの御説明を聞いておりまして、結局適応しているかどうか、あるいはまた適応させているかどうか、あるいはまだ適応させていないのかどうか、だれもこれを判断するものがない。だれもこれは判断できなかったのだ。

ります。従つてこれはどこまでも原則的な規定であつて、これを強制することは何人もできない。従ひましてこれをもし職員が情勢に適應していいないといふことで、情勢に適應するように要求する場合におきましては、やはり職員団体等の力によつてこれを適應されるようにしなければならぬと思ふのであります。しかしそれには強制力がないのであります。これに対して、地方公共団体が十四条の義務に違反した場合には、やはりそれ相當の罰則規

定なり、何かの制裁規定がなければこの条文は生きて来ない、そう思うのであります。それに対してお考えを伺いたい。

○鈴木(俊)政府委員 この規定は要するに地方の人事行政の運用の方針についての一つの原則を書いた原則的規定でございまして、これに違反したからこれを処罰するというような趣旨にお

いう運用せらるべきものではないと思ふのであります。これをどの程度に実現するかということは、これはやはり一面地方の財政の状況と関連がある問題でありますから、それは地方議

会において政治的に適当に運用せられ
るであらうと思われるのであります
が、ただ技術的な問題といたしまして
は、職員団体が人事委員会に持ち出し
ますならば、勤務条件に関する措置
の要求といたしまして、これを審査し
て勧告するという法律上の道もあるわ
けでございます。

○松澤衆人君 この十四条から、必然
的に先ほどお話のありました二十四条
の三項というものが生れて来るのであ
ります。従いましてただいま問題とな
りました十四条は、どこまでも原則的
な規定である。しかも第四節において
給与、勤務時間その他の勤務条件とい
うものが、具体的に示されておるわけ
であります。従いましてその三項にお
いて「職員の給与は、生計費並びに国
及び他の地方公共団体の職員並びに民
間事業者の従事者の給与その他の事情を
考慮して定められなければならない。」
こうありまして、さらにそのあと二十
六条が続きます。給与を決定する条
件の変化があつた場合には、給与表に
定める給与額を増減することが適当で
あると考へた場合には、勧告をするとい
うふうに、これで一貫した給与の
体系が生れておるのであると思つて
あります。従いまして、それでは二十
四条に示されてありますこの「生計費
並びに国及び他の地方公共団体の職員
並びに民間事業者の従事者の給与」こ
ういうことは先ほど来私が心配して
おります。いふゆる地方の人事委員会
において、こういうことを正確に時々情勢
に適應したように研究調査をして、給与
の体系を立てることが、はたして可能
であらうか、あるいはそういう資料が
どこから得られるか、どういふ資料に

基いてこういうことを計算するかとい
うことになつて参りますと、国の場合
においても、給与を決定する特別C
P Sとか、あるいは普通のC P Sとかい
つたようなものが時間的なずれがあ
る。そういう点からいいますと、給与
を定める場合あるいは地域給を定める
場合に、必ずしも特別C P Sだけを採
用するということが困難であるし、他
にいろいろの方法が採用せられなけれ
ば、地域給を定める場合においても完
全とはいえない。そういう点を考へて
みて、わずかばかりの職員を持つてお
る三人の人事委員会において、そうい
う計算が適切に行われるかどうかとい
うことを、非常に懸念するものであり
ます。この点御自信がありますかどう
ですか。

○鈴木(俊)政府委員 御指摘の点はこ
もつともであります。今の大体調査
の対象といたしましては、国の場合で
ございまして、全国的でございする
が、この場合はそれぞれ各地方団体の
区域内の調査でございします。また今
のC P S、C P Iというふうな資料、
あるいは人事院におきましてござい
した資料、あるいは地方自治庁等に
ございした資料、あるいは他の地方
団体でございした資料というふうな
ものは、相互の協定によりまして、その
人事委員会に送付するような規定を設
けております。この技術的な専門的な
資料の交換ということの保障によりま
して、今お話のございましたような問
題につきましても、それらの地方人
事委員会といたしましては、人手が少
くして、苦勞なくして同じような結論
を早くつかむことができるというよう
に考へております。

○松澤委員 なるほど仰せのように、
特別C P SやあるいはレギュラーなC
P Sというふうなものなど利用すると
いうような方法もありまして、あるい
はまたその市あるいは都道府県等であ
る。それらを利用するといふ方法も
ある。そういう方法を利用するならば、
早く情勢に適應することができるとい
うことも考えられるのであります。し
ながら、やはり普通のC P Sや、あ
るいは特別C P Sというものは、御承
知のようになか／＼早くは使えない状
態であります。従つて可能な範囲に
おいて利用するとすれば、商工会議所
なりあるいは市あるいは県の商工課、
あるいは経済局というふうなところで
つくつたものを、利用する以外にはな
いと思ひます。従いまして、そういう
ようなものは、はたして真実性を持つ
ているかどうかということ、そういう
点において私は相当疑問があると思
ひます。従いまして、この点ははたして真実
の給与体系をつくる上において、利用
する価値があるかどうかという点、御
確信がありますればお答えを願ひたい
と思ひます。

○鈴木(俊)政府委員 それらの点につ
きましては、松澤委員の方が、はるか
に御専門であると存じますので、私か
ら申し上げるのはいかがかとも存じま
すが、御指摘のように、そういうよう
な早くでき上りますものは、それだけ
に正確度が少いといふことは言えるとい
思ひます。但しこの給与表の改訂とい
うようなことに關しましては、国の場
合におきましても、大体同様な原則に
基く改訂が行われるわけでありする
から、地方におきましても、大体それ
と同じような手段を迫つて行われる場
合が多いであらうというふうに考へて
おります。

○松澤委員 国の場合において、職員
の給与が改訂された場合には、おそら
く地方公共団体の職員の給与も改訂せ
られるといふこの原則は、私も同感で
あります。しかしながら、もしそうな
ると、財源の問題であります。国の方
は何とかしてやりくりができるけれど
も、地方にその財源がないという場
合、御承知のように現在でも八十三億
のことが問題になつてゐるのであり
ます。これを国が出さないといふこと
にすれば、国と均衡のとれた給与とい
うことはできないわけですから、あり
ます。これもやはり一種の空文にひと
しいものになつて、財源がなければ、
国の給与に均衡のとれたものでなけれ
ばならないと言つたところで、ない袖
は振れないという結果になつて、この
条文もまた死んでしまひやしないかと
いうことを懸念する、この点はいかが
ですか。

○鈴木(俊)政府委員 問題が財源のこ
ろになつて参りますならば、これはま
た財政の原則との間の調整といふこと
になつて来るわけでありしますが、し
かし人事行政を公正に行ひ、安心して地
方の公務員がその職に當りますよう
にいたしますためには、こういうよう
な規定を置きますことは、結果にお
いて地方公務員の利益を保護し、行政を
伸ばして行く結果になるであらうとい
うふうに考へたのでございします。

○松澤委員 ではその次の問題であり
ますが、民間事業者の従事者の給与と
いふことが書いてあります。これは国全
体の民間事業者の従事者の給与と均衡を
とるといふ意味でございしますか。
あるいは地方公共団体の民間給与とい
うものでありましようか。この点は相
当大きな開きがあると思ひますが、
いかがでございしますか。

○鈴木(俊)政府委員 ここは要する
に、地方公務員の給与を定めます場合
に、考慮をいたさなければならぬア
クターを書いておるわけではござい
まして、一般の生計費、それから国な
り、他の地方公務員の給与、それと民
間事業者の従事者の給与という三つの
アクターを書いておるわけでありま
して、それらを考慮いたしまして、当該
地方公共団体の公務員の給与を定め
よう、こういう趣旨でございします。

○松澤委員 はつきりしないのであり
ますが、民間の事業といふのは、やは
り国全体の民間の平均給与額といふ
ものを、その決定の要件となさるのか、
あるいはまたその地方その地方の民間
事業者の労働者の給与の平均額と申し
ますか、あるいは上下といふことにな
りますか、その辺のところははつきりし
ておかないと、相当大きな影響があ
る、こう思ふのであります。

○鈴木(俊)政府委員 これは全国一般
の同一業種に属します平均賃金をと
りますか、当該地方のものをとりま
すか、二通り道があると思ひますが、
やはり第一的には、当該地方、同一
地方の同一業種の労働者に対して、通
常支払われておるような賃金を、一つ
の考慮の要素として考へるべきであ
る、かように考へております。

○松澤委員 そういふことであります
と、私は民間事業者の従事者の給与とい
ふものと均衡のとれた給与が、はたし
て地方公務員に与えられるかどうかと
いうことは、非常に問題だらうと思

のであります。今日国の場合におきましても相当の開きがある。また地方におきましても、やはり三割から四割近い給与の開きがあると思うのであります。今それではこういう案文によりまして、民間事業の給与を勘案して決定することになりますと、これまた財源の問題で、相当大きな支障を来すということになりはしないかと思う。そこではたしてこの条文が有効に実施せられるかどうか。この点につきまして御所信を承りたいのであります。

○鈴木(俊)政府委員 民間事業の従事者の給与が当該地方において非常に高いというような場合に、職員の給与をそれにいきなり引上げて行くということにつきましては、お話のように非常に問題がある場合が多いと思います。この点は先ほど来申し上げますように、民間事業の従事者へのみ引合わせるということでございます。やはり国なり、他の地方公務員との間におきましても、権衡をとらなければならぬと考えるのであります。財源の問題に關しましては、やはり地方議会において重要度に應じて、これを振り当てをするようにいたすはかはないと思うのであります。

○前尾委員長 それでは、きようは日曜日でもありますから、この程度にして……。

〔賛成〕と呼ぶ者あり

○松澤委員 無条件で散会ならいいです。

○前尾委員長 それでは本日はこの程度にしまして、明日正午前十時から開会いたします。

午後五時五十九分散会

昭和二十五年十二月十五日印刷

昭和二十五年十二月十六日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所